

第2回デジタル基盤ワーキング・グループ
議事概要

1. 日時：令和4年3月1日（火）17時00分～18時54分

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員）	夏野剛（議長）、菅原晶子（座長）、杉本純子（座長代理）、 岩下直行、武井一浩
（専門委員）	住田智子、瀧俊雄、田中良弘、戸田文雄、村上文洋、落合孝文
（政府）	牧島大臣、山田大臣政務官
（オブザーバー）	デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ 山野参事官 デジタル庁 国民向けサービスグループ 上仮屋参事官 デジタル庁 戦略・組織グループ 帆足企画官
（事務局）	辻規制改革推進室次長、渡部規制改革推進室次長、 山西規制改革推進室次長、大野参事官、藤山企画官
（ヒアリング出席者）	SAMURAI Security株式会社：濱川取締役CEO 陰山司法書士事務所：陰山司法書士 法務省：堂蘭大臣官房審議官 法務省：佐藤民事局参事官 法務省：遠藤民事局登記所適正配置対策室長

4. 議題：

（開会）

1. 自筆証書遺言のデジタル化について

（SAMURAI Security株式会社、陰山司法書士事務所、法務省からのヒアリング）

2. 公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化について（フォローアップ）

（法務省からのヒアリング）

（閉会）

5. 議事概要：

○大野参事官 それでは、定刻になりましたので、第2回「規制改革推進会議 デジタル基盤ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日は、牧島大臣、山田大臣政務官に御出席いただいております。

また、他ワーキングから、武井委員、落合専門委員に御出席いただいております。

あわせて、デジタル庁から山野参事官、上仮屋参事官、帆足企画官にも御同席いただいております。

本日はオンライン開催ですので、会議中は雑音が入らないよう、画面左下のマイクアイコンでミュートにさせていただきますようお願いいたします。

御発言いただく際には「手を挙げる」ボタンを押していただきますと、菅原座長より順番に指名させていただきます。

御発言の際はミュートを解除していただき、御発言後は再度ミュートにさせていただきますようお願いいたします

なお、進行時間を厳守いたしたく存じますので、大変恐縮ですが、御質問につきましては、要点を絞ってコンパクトにお願い申し上げます。

以後の議事進行につきましては、菅原座長をお願いいたします。

菅原座長、よろしくをお願いいたします。

○菅原座長 大野参事官、ありがとうございます。

それでは、議事に先立ちまして、牧島大臣から一言御挨拶をお願いいたします。

○牧島大臣 お忙しいところ、本日も規制改革を前に進めるために、御議論に御参加いただいております皆様、本当にありがとうございます。

本日は、自筆証書遺言のデジタル化及び公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化について御議論をお願いすることとなっています。

まず、前半の自筆証書遺言についてですが、民法上、書面、自署、押印が必要とされています。これらは、我が国の文化や慣習に深く根差した規律と言えるのだとは思いますが、デジタル時代にふさわしいものとなるよう見直しを検討すべき時期に来ているのではないかと、私自身は考えております。

高齢化の進展や国民意識の変化に伴って、遺言の作成については社会のニーズが高まっていると承知しています。デジタル技術を活用した民間の創意工夫により、より作成しやすく、現行の自筆証書遺言と同程度、又はそれ以上の真正な遺言であるということの信頼性を確保することは、技術的に考えても可能ではないかと、私は思っています。

書面、自署、押印という一律の規律から、いわゆるアジャイルガバナンス原則に基づいて、リスクベース・ゴールベースで、技術の進展等を踏まえた機動的な対応を可能とする規律へと転換していくこと、これが求められていると思います。

次に、公正証書についてですが、これは遺言のほか、不動産の賃貸借契約などの重要な契約などに活用されて、我が国の法社会の基盤となる仕組みの1つです。現在は、書面、押印、対面を前提とした規律が、明治時代に制定された公証人法により、詳細に定められています。

遅くとも令和7年度までに公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化を目指す方針は示されていますけれども、検討に当たっては具体的な工程表に基づいて、公証人の業務フローも含め、デジタル完結、自動化原則やアジャイルガバナンス原則を踏まえた、徹底

した見直しを行って、デジタル時代にふさわしい基盤を構築していただくことが必要と考えております。

令和7年度となっていますが、もう少し具体的な方針、工程表をお願いしたいところです。

法務省におかれては、本日の議論を踏まえて、迅速な御対応をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

そして、委員の皆様には、忌憚のない活発な御議論をお願い申し上げます。

私からは、以上です。

○菅原座長 牧島大臣、ありがとうございました。

それでは、議事の1「自筆証書遺言のデジタル化について」に移ります。

まず、自筆証書遺言のデジタル化の意義、実現するための技術的方策等について、本日はSAMURAI Security株式会社の濱川取締役CEOより、事前に御提出いただいた資料に基づいて御説明を頂戴します。

それでは、5分程度で御説明をお願いします。

○SAMURAI Security（濱川取締役CEO） SAMURAI Securityの濱川でございます。

では、画面をお借りいたしまして御説明させていただければと思います。

自筆証書遺言のデジタル化に関する要望事項ということで御説明させていただきます。

まず、当社なのですけれども、当社はブロックチェーンという技術を使って、いわゆる電子実印というシステムを開発して、そこで今、相続に係る契約等を行うプラットフォームを提供している事業者でございます。

今日のテーマなのですけれども、まず、我々は相続というものを実際にサービスとして提供している、この現場で直面している課題からお伝えします。

相続、まず、大部分は遺言書を残すことで、後で解決することができる。

2つ目は、デジタル経済特有の相続問題も昨今多く発生しておりますけれども、これらも遺言があれば、対応できる範囲が非常に広いということです。

ただ、遺言書作成には、様々なハードルがあり、現状、簡単に専門家に相談できる状況でもないという課題がございます。

ここを説明いたします。まず、よくある相続の問題として何があるかというと、まずは、例えば、資産で不動産が多い方の場合、不動産が多くて現金が少額だと相続の場合に、本来、被相続人が望んでいなかった自宅の売却を余儀なくされる、現金を集めるために、売却を余儀なくされたというケースとかが多くあります。

そのほかには、デジタル資産、最近、ネットバンクですとかアプリでの投資、いろいろ増えているのですけれども、ここはなかなか通帳みたいに目に見えるものがないので、資産を把握できないというものが非常に昨今増えております。

3つ目、介護は、実際に相続人以外の人たちも結構負担することが多いのですけれども、これが遺言書が、例えば残されていない場合は、法定相続分に反映されないために、非常

に不公平感が残ってしまう、トラブルが起きるといふことも発生しています。

最後に、お一人様ですとか、昨今でいくと、パートナーシップ、同性婚の方々は、これも法定相続人がなかなかいないという問題で、相続を未完了に終わってしまうようなケースも発生しています。

これらの問題が、遺言書があることで、真ん中にありますけれども、相続割合を指定したり、財産目録をしっかりと作成して相続を円滑に進めていく、適切な配分を実現していくということが可能になってくることで、遺言書における効果というのは非常に大きいものがあります。

他方、現状はハードルもあって、やはり手書きでなければならないということと、構成要件が非常に厳格に決まっていることもあって、気軽に自力で完了するというのは非常に難しい状態になっている。

専門家の手を借りようとしても、現状は直接対面で会わなければいけないことが多くて、例えば、実践的に言うと、最近で行くと非対面が非常に多くなっているのですけれども、対面が前提になっている。

あと、地方格差の問題も非常に大きくて、近所にそういった頼れる専門家の人がいないためアクセスができないみたいな問題も発生しているという状況です。

したがって、この自筆証書遺言のデジタル化ということで、これらの問題を解決できると我々考えております。それで、自筆証書遺言が求める、この自筆、押印のポイントは、いわゆる本人確認と真意性といったところでございます。

こちらは、デジタル技術の、例えば複合認証、例えば生体認証とパスワードの組み合わせ、あとは電子署名を活用すれば、かなり厳格に本人確認、真意性の担保ができると考えております。

一方で、遺言書の変造ですとか偽造のリスクというのは、例えばブロックチェーンと呼ばれる分散型台帳によって偽造、変造というのはかなり排除できるということも考えております。

下のほうに書いてありますけれども、現状、この全文自筆かつ押印というところと、紙で保存というもので、今、遺言書の正当性が担保されているのですけれども、本人確認に関しましては、デジタル技術で複合認証ないし電子署名というもので担保ができる。

一方、紙で変造、偽造のリスク、紛失リスクというのを最小限に抑えているところも、台帳技術を活用することで、紙と同等、自筆と同等もしくはそれ以上の安全な遺言の作成ができるというのが現状だと考えております。

例えば、我々の技術、提供しているサービスでいきますと、パスワードと本人確認書類と、例えば本人確認書類の写真と、今、操作をしている人の顔とかを、複合的に認証することで、間違いなく本人が本人の意思で、今、作業して、この判こを生成して押していますというのは、成り済まし、偽造、不正がないような状況での、今、サービスというのも実際には展開されていて、スマートフォン1つでできるという状況まで、今、技術が進ん

でいるといったところでございます。

それだけではなくて、デジタル化によって、やはりいろいろ社会に対していろいろな変革を起こせるかなと考えております。自筆遺言のデジタル化の恩恵というのは、遺言だけにとどまらず、例えば、終活全体に及んでくると。

例えば、オンラインの専門家から時間、場所を問わず、例えば相談ですとか、助言ですとか、そういうところを得られる、デジタル、インターネットを通じ、様々相続関連産業とのリンケージが期待できると。

ただ、スマートフォンの中だけで終活が完結するためには、アフターコロナ社会とも親和性が高い。

従来は、紙の遺言書を基に人が移動して、それぞれ手続をしていたのですけれども、今後、デジタルになると、人にデータが移動して、それぞれ動いていくという形になるので、非常にネットワークしやすく、つながりやすくなっていくところが大きいかなと考えております。

最後にまとめになりますけれども、デジタル技術の目覚ましい発展により、自筆証書遺言をデジタル化する機は、技術的にはもう十分熟していると考えております。

現在の技術であれば、紙の遺言と同等以上のセキュリティ、自筆、筆跡鑑定よりも、さらに厳格なレベルでセキュリティは担保できると考えております。

自筆証書遺言のデジタルが実現すれば、ある意味、人生の隅々までデジタル完結というところが達成できるということで、先ほどの地域格差の問題ですとか、時間ですとか、移動という問題も、かなりの部分解決できるところがあるのではないかと考えています。

下に書いてあるとおり、自筆証書遺言と同等のセキュリティ及びそのスマートフォン1つで様々なサービスとつながるといったところで、デジタル完結というものを実現することは非常に今後の社会にも十分恩恵を与えられるかなと考えておりますので、要望事項としてまとめさせていただきました。

以上でございます。

○菅原座長 濱川様、どうもありがとうございました。

続きまして、自筆証書遺言のデジタル化のメリットや課題などについて、陰山司法書士事務所の陰山様より、御説明をいただきます。それでは5分程度で、よろしく願いいたします。

○陰山司法書士事務所（陰山司法書士） 司法書士の陰山でございます。本日は、貴重な機会を頂戴いたしまして感謝を申し上げます。

それでは、早速、御報告を差し上げます。画面を共有させていただきます。

2ページから御報告を差し上げます。

まず、こちらのページでございますが、司法書士と遺言の関連について記載をしております。司法書士は、登記や裁判、成年後見をはじめとした財産管理などの業務を遂行する上で、遺言に触れる機会が多くございます。

また、遺言書の作成支援といった形での関与も多く見受けられます。

御案内のとおり、民法等の一部を改正する法律によりまして、相続登記申請が義務化されることになりました。遺言の重要性というものは、これからますます高まるものと考えております。

3 ページでございます。諸外国の状況につきまして記載をしております。こちらは国会での質疑を記載させていただきました。

4 ページでは、アメリカの例を記載しております。統一電子遺言法や州法による電子遺言の規律を書き込んでおります。こちらは、ハイパーリンク設定を行っておりますので、また御参照ください。

5 ページです。相続発生時、自筆証書遺言が原因で生じる紛争につきまして、近時の裁判例を記載させていただきました。判断能力の有無や、自書によるか否かが争点になっていることが多いと感じております。

その結論におきまして、有効、無効という判断は分かれてきているというような状況でございます。

6 ページでは、紛争類型とデジタル化による対応を図示いたしました。

こちら7 ページでも記載をさせていただいているとおりでございますけれども、本人に遺言能力があったか否か、また、本人の自書要件、これは言い換えますと、本人の真意によるものか否かということになるかとは考えておりますけれども、いずれにしましても、デジタル特有の問題というよりも、書面、デジタルの双方で問題になるかと考えております。

その上で、証拠の確保であったり、改ざん防止につきましては、デジタルに優位性があるのではないかと考えております。

8 ページからは、デジタル技術を活用した遺言に関しまして、3 点ほどお示しをさせていただきます。

1 点目は法務局における遺言書の保管等に関する法律に基づき保管された遺言につきまして、デジタル交付できないかというようなものでございます。

9 ページのところに図でお示しをさせていただいておりますけれども、遺言書保管官の電子署名が付与されたデータの交付が可能になりますと、こちらの図で示しておりますとおりに、登記申請をはじめとした各種相続手続につきまして、オンラインで行うことが可能になると思われまます。死亡相続ワンストップサービスにおける1 つのツールになるのではないかと考えております。

2 点目でございますけれども、マイナポータルや公的個人認証を活用したデジタル遺言に関して言及をさせていただきました。

第14回投資等ワーキング・グループでは、マイナポータルを活用した遺言に関する御発言が見受けられるところでございますけれども、それに加えまして、公的個人認証を活用し、電子署名を付与することで本人の意思を明確にし、かつ、改ざん防止を担保するとい

うような方策が考えられえます。

なお、PINコードを他人に知らせていないかといった問題が生じる場所ではございますが、書面におきまして、実印や印鑑カードを他人に預けていないかといった問題は争点として上がってくる場所ではございますので、デジタル特有の問題点と捉えることはできないのではないかと感じております。

1点、公的個人認証の問題点といたしまして、現状LTV対応ではないというところがございます。署名付与時点で確かに電子証明書が有効であったか、これを長期的に検証することが困難であるといった側面もあろうかと思っております。遺言の効力が発生する時点というのは、遺言者が死亡したときということですので、公的個人認証を活用する場合には、その電子証明書が失効してしまうという状況になります。デジタル遺言を残したにもかかわらず、電子証明書の有効性検証が実施できないために、相続手続で使用できないといったことにはならないような措置が求められるように感じております。

現在お示しをしている画面10ページでは、現状の法務局における遺言書の保管等に関する法律と、マイナポータルを活用したデジタル遺言のイメージを記載しております。

下にお示ししているところがマイナポータルを活用したものということで、利用者証明用電子証明書で本人認証を行い、本人確認を行った上で、デジタル遺言を作成し、署名用電子証明書を活用して電子署名を付与することで意思の確認をしていくというようなことが考えられるのではないかとこの形での御提案となっております。

3点目は、法律家の関与及びシステムの充実化による本人確認や意思確認の担保の方策でございます。

アメリカの例などを見ましても、遺言者が電子署名を付与した後に、証人が電子署名を付与することを求めている規律が見受けられる場所です。これを法律家の関与、システムの充実化に当てはめてみますと、現在お示ししている11ページのようなイメージになるのではないかと考えております。

遺言者からの相談を受けた司法書士は、日司連公的個人認証有効性確認システムを活用し、遺言者の署名用電子証明書の有効性の確認を行うことが可能となっております。

これによりまして、本人確認を行った後に、遺言者がデジタル遺言を作成し、システムにアップロードした後、公的個人認証による電子署名を付与するといった仕組みが考えられるのではないかと感じております。

司法書士は署名用電子証明書の一致性を検証した上で、遺言者の真意に沿った遺言であるか否かを把握し、司法書士が業務上使用している電子署名を付与するといったスキームも一案として考えられるのではないかと捉えております。

そして、システム上にデジタル遺言を保管することで、本人確認、意思確認、改ざん防止、証拠の確保を行うことが可能となるといったことも検討することができるようにも思われます。

12ページでは、実際に公的個人認証で電子署名を付与した後に、司法書士の電子署名を

重ねがけしたものをお示ししております。一例として御参照いただけたら幸いです。

13ページ以降につきましては、日司連公的個人認証有効性確認システムの紹介となっておりますので、また、お時間がある時にでも御一読いただけますと幸いです。

私からの報告は、以上でございます。御清聴いただきまして、ありがとうございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

続きまして法務省より、あらかじめ御提示した論点について、5分程度で要点を絞って御説明をお願いいたします。

○法務省（堂菌審議官） 法務省で民事局担当の審議官をしております、堂菌でございます。よろしくをお願いいたします。

本日は、資料3-2を基に簡単に御説明をさせていただければと思います。

まず、自筆証書遺言の現状につきまして御説明をいたします。

遺言につきましては、民法上3つの方式、普通の方式のものとしては3つございまして、公正証書遺言、そして、この自筆証書遺言、それから秘密証書遺言の3つございます。

その違いを簡単に御説明しますと、第三者の関与という観点から見て、まず、公正証書遺言は、公証人という法律の専門家が関与して、内容についてまで公証人がチェックをした上で遺言を作成するというものでございます。

自筆証書遺言は、遺言者が単独で、第三者の関与なく作成できるというところに特色がございます。その関係で、若干、方式面の要件が厳しくなっているという面がございます。

それから、秘密証書遺言というのは、その中間類型に近いところですが、遺言書の存在については、公証人または第三者がそれを明らかにするというものですが、遺言書の内容については秘密にしておく。したがって、遺言書の内容は遺言者しか分からないといったものでございます。

以上を前提に、自筆証書遺言について御説明をいたしますが、現状ですと、左のほうに書いてありますように、財産目録を除く部分については、遺言者が自書をしなければならない。なおかつ日付と氏名を書いて押印をしなければならないといったことになってございます。

その趣旨につきましては、ここに書いてありますように、遺言の場合には、遺言の効力が発生するのが、遺言者の死亡後ということになることから、有効性に関して紛争が生じた場合に本人の意思確認が難しいと、立証の困難性などが指摘されている。そのため、遺言書が本人によって作成され、その内容が本人の真意に基づくことが、遺言書自体から明らかになるといった観点から、こういった方式が要求されているといったものでございます。

右側でございますが、平成30年に自筆証書遺言の方式の緩和がされたところではございます。

従前は、財産目録も含めて全て自書が必要とされていたところ、財産目録については、自書ではなくてもいいとしたものでございます。

ただ、財産目録に掲げた財産を誰にどのような形で分与するかという点については、自書が必要であるといったものでございます。

これにつきましては、基本的に遺言書を作成する場合には、かなり高齢になっている場合が多いということもあって、その判断能力の低下に乗じて、第三者が不当に関与して遺言書を作成させるといった懸念があること等を踏まえまして、遺言者が遺言の内容をきちんと把握しているといったことを明らかにする観点から、この財産を誰々に与えるという部分については、自書を要求しているものです。

要するに、第三者があらかじめ書面化をしておいて、本人に十分な説明をせず、本人も十分に確認をしないまま、遺言書が作成されるといった事態を防止するという趣旨でございます。

次に、2 ページ目の遺言制度に関する海外法制でございますが、こちらにつきましては、まだ十分な調査ができていないというところがございすけれども、平成26年に、こちらで委託調査をした結果や、あるいは、その後に学者の先生の協力などを得て調査したものを基に作成したものでございます。

ドイツ、フランスにつきましては、電子文書、録画、録音による遺言は認められておりません。

我が国は、フランス法を参考にして作られたというところもございまして、フランス法と似たような構成になっております。

これに対しまして、アメリカにつきましては、例えば、電子文書による遺言が認められているというところがございすけれども、この統一電子遺言法によりますと、証人2名以上が必要ということになりますので、自筆証書遺言のように単独で作られるものについては、統一電子遺言法のほうでは、電子文書による遺言は認められておらず、証人が必要になるというものでございます。

ただ、ネバタ州につきましては、ここに掲げてあるような要件を満たすような場合には、単独での遺言作成が認められているということのようでございます。

それから、韓国につきましては、録音による遺言が認められていて、この録音による遺言につきましては、証人の存在が必要であるということになっているようでございます。

デジタル遺言等の新たな方式の遺言の採用につきましては、これらの諸外国の法制などをより詳しく調査し、さらにニーズ調査や実態調査などを行った上で検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

説明は、以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。御質問、御意見のある方は、挙手をお願いします。

それでは、戸田専門委員、お願いいたします。

○戸田専門委員 ありがとうございます。

法務省様も前向きに検討をいただいているということで、大変感謝申し上げます。

いただいた回答の中で2点質問がございます。まず回答1にお書きになっているように、「遺言の電子化については極めて慎重な検討が必要である」というのは当然のことだと思いますけれども、具体的にどのような方式の遺言デジタル化を想定しておられて、そこにどういった懸念が想定されて、どのような技術検討を行おうとされているのか、それをお聞かせいただければと思います。

デジタルが、これだけ既に広く社会に浸透している中で、自書に比べて決定的に信頼性を欠くといったようなことはなかなか考えにくい状況であると思うのですが、もし、法的安定性を徹底的に破壊するようなことが懸念されていらっしゃるのであれば、それが何であるかということをお聞かせいただければと思います。それが、まず1点。

それから、回答2のほうに、「遺言を作成しようとする者のニーズを把握した上で検討を進めていきたい」とお書きになっているのですが、平成29年度に法務省様で行われた自筆証書遺言のニーズ調査を拝見しますと、手軽に書き換えができる、費用が安い、誰にも知られずに作成したい、また、書き方が分からないので不安である、などといったニーズや不安があるということが分かります。こうしたニーズ等については、既に法務省様は把握されていると思うのですが、これらニーズ等への対応としてデジタル活用が非常に有効ではないかと考えられるのですが、逆にデジタル化ではない方法で何か対応されようとしているのであれば、それをお聞かせいただきたいと思います。

また、ここでも法的安定性に関する言及があるのですが、同じ調査によりますと、遺言作成を希望される方の約9割が、自分の考えとおりに財産を配分したいと考えているということが分かります。

多くの実務者の方にお話を伺っても、大体9割方の遺言は法定相続割合と異なる内容になっていて、なおかつ遺言の記載どおりに遺言が執行されるというのは非常に少なく、その主たる原因は、遺留分減殺請求と相続税に関して遺言者に十分な知識や配慮がないから、という話もよく聞くところです。

端的に申し上げますと、現在の遺言は、法定と異なる配分を希望する人が書くものになっていて、無用な争いの基にもなりやすい状況があるのではないかと思います。この点についてもデジタルを活用して、遺言者に法や制度等に関するいろいろな気づきを与えようとか、あるいは、より若いうちから遺言を手軽に書けるような状況にして遺言の普及を図るといったように、社会秩序を維持する効果を上げるということがデジタルの活用で可能になるのではないかと考えるのですが、それについて、お考えをいただければと思います。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、法務省から回答をお願いいたします。

○法務省（堂蘭審議官） 法務省民事局担当審議官の堂蘭でございます。御質問ありがと

うございます。

御指摘のとおり、現在のデジタル技術を活用すれば、本人確認ですとか、あるいは署名の真正などについては十分担保できるのだらうと思っっているのですけれども、1つ懸念材料といたしましては、先ほどの説明でも申し上げましたように、遺言の場合には第三者が不当に関与して、あらかじめ自分に有利な内容の遺言を作っておき、本人に十分な確認などをさせないままに、例えば電子署名などをした上で遺言書を作成されてしまうといった懸念が、やはりあるのではないかとこのころでございます。

ただ、もちろん、そういった点も含めて、どういった形で解決していくことが可能なのかについて、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

基本的に、遺言が普及をいたしますと、相続に関する紛争の減少が期待できるというところがございますので、今後、高齢化がさらに進み、そういった遺言に関するニーズが高まっていくというところは、こちらとしても把握しているところでございますけれども、他方で、先ほどから繰り返しになって恐縮ですけれども、遺言を作成される方というのは、かなり高齢になってから作成される場合が多く、しかも特に自筆証書遺言の場合には単独で作るというところに特徴がございますので、そういったものについて、その判断能力の低下に乗じて第三者が不当に関与して作成させるというような懸念をなくすといったことが重要な課題になってくるのではないかと考えているところでございます。

○菅原座長 戸田専門委員。

○戸田専門委員 ありがとうございます。

今、おっしゃった懸念については、デジタルで容易に解決できるものと考えられますので、また改めて御提示させていただければと思います。ありがとうございます。

○菅原座長 続きまして、村上専門委員、それから瀧専門委員、お2人から質問を頂いてから回答をいただきます。

○村上専門委員 ありがとうございます。

私からは、濱川さんと陰山さんに1つずつ御質問をしたいと思います。

濱川さんには、音声ではなくてビデオによる遺言書の作成は効果的かどうか。

陰山さんには、正確な数字でなくてもいいので、押印の際、実印がどのぐらいの割合で使われているのか。よろしくお願ひします。

○菅原座長 続いて、瀧専門委員からお願いします。

○瀧専門委員 ありがとうございます。

本日は、御説明をいただきましてありがとうございます。

私も実は、先月、自分の公正証書遺言を作って、たまたまこの場に当たっている人間なのですけれども、その一連を見ている中で、自分で意思決定を今だったら私は多分できる状況なのですけれども、今、平均的にも85歳みたいな方々が死亡年齢になってきている中で、85歳年齢では、恐らく、半分以上ぐらいがMCI以上の認知症を患っている可能性があるみたいな状況でもあるので、より低年齢化を、やはり課題先進国なので図っていく必要が

あるのだと思っています。

これが、そもそも法務省様がアクセル踏むべきところなのかが、いまいち分かっていなくて、過去に、例えば、遺言というものをより低年齢で締結するためのイニシアチブみたいなのが政府であったのか、すみません、勉強不足ですけれども教えていただきたいと思っているというのが1点目でございます。

あと2つ目は、これはいろいろな議論があり得るところだと思いますけれども、遺言というのは、どちらかというと、本人たちの間での取り決めという部分の世界なのかなと思うのですけれども、別途、税務署さんが相続税の税の観点で、やはりこのデータを捕捉されているという側面があるときに、この2つの世界というのはどれぐらい接続されるべきなのか、いや、ここは分けておくべきなのかみたいな発想もあるのかなと思っています。通常よく死亡相続でワンストップでとなったときに、マイナンバーで、もう統一されているのだからというような考え方が成り立ち得るところなのですけれども、何かそうではないという部分で気にしておくべきポイントがございましたら、教えていただきたいと思えます。

私からは、以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、最初に村上専門委員からの御質問で、濱川様、陰山様の順番でお願いいたします。

○SAMURAI Security（濱川取締役CEO） 濱川でございます。

動画の利用という御質問でした。有効性という御質問と理解をいたしました。

まず、動画の有用性に関しては、2つの観点があると思っております。

1つ目は、いわゆる本人確認、例えば電子署名の場合には、本当に、これは本人が署名したものなのかという、本人性を確認するということで、非常に有効かと考えています。

それは、何かというと、やはり、今、主に本人確認に使われるのは生体認証が非常に多くなっています。生体認証は、例えば、顔認証みたいな話があるのですけれども、これを例えば静止画で撮影するのと動画を比べると、例えば動画ですと、それこそ顔写真のコピーをもって成り済ますというリスクはまずなくなるというのが1点、ちゃんと今、確実にそこに本人がいて動いているみたいな形の認証が取れる。

もう一つが、声が入ります、声紋認証と合わせて、顔と声紋の合致という形で認証ができるということで、本人が確実に電子署名をしましたという意味で、非常に有効と思っています。

もう一点が、その真意性、本人が本当に本人の意思で書いているのか、要は誰かに脅されてとか、何らかの心理的プレッシャーをかけられた状態でやっているのかというのは、例としてはドライブレコーダーみたいなものだと思いますのですけれども、作成しているところを動画で録画することによって、第三者による関与がないみたいなところを、ある程度つまびらかにしていくみたいな使い方も考えられると思っております。

結論としては、その2つの観点で、動画というのは非常に、映像技術というのは非常に有用な技術だと考えております。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

続いて、陰山様、お願いいたします。

○陰山司法書士事務所（陰山司法書士） 御質問ありがとうございます。

私の実務経験ということで大変恐縮ではございますけれども、司法書士といたしまして、遺言書の作成の御相談を受けた際、どういった印鑑を押すべきなのかということが話題に上がることがございます。

その際には、やはり将来的な紛争を予防するというような意味合いで、実印を押印したほうが良いといった趣旨の御説明をするということは非常に多くございます。ただ一方で、こういう遺言があったので不動産登記を行ってほしい、そのような御相談を受けた際は、必ずしも実印が押されているわけではないという実務的な感覚を持っております。

以上です。

○村上専門委員 ありがとうございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、瀧専門委員の御質問に、法務省の堂菌審議官、お願いいたします。

○法務省（堂菌審議官） 法務省の堂菌でございます。御質問ありがとうございます。

確かに遺言を若いうちに書くということになりますと、先ほど私が申し上げました、判断能力の低下という問題は、少なくなるというところは言えようかと思っておりますけれども、やはり遺言を作成する場合に、その後の事情変更はどう対応するかというところもございまして、例えば、遺言をした後介護が必要になったような場合に、介護してくれた人により多くの財産を渡したいですとか、そういったニーズというのは非常に多くございますので、その辺りの関係をどう考えるかというところがございます。

法務省としては、遺言の活用、要するに、遺言が幅広く利用されるようにということで、平成30年に相続法を改正した際には、遺言に関する制度の周知も、いろいろ工夫して行ってまいりましたが、若いうちに遺言を作成してくださいというような形での広報は行っておりません。

それから、相続税との接続等の問題につきましては、まさに今、死亡相続ワンストップサービスの実現が問題になっているところでございますので、関係省庁とも連携をしながら必要な検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

瀧専門委員。

○瀧専門委員 1つだけ、ちょっと前者のところについてお伺いしたいのが、まさにいただいたとおりで、私はまだ40歳なのに遺言を書いていて、若干、個別の事情はあれども、40年後、50年後に役立つものとも、なかなか思えていないのも事実なのです。何か目先数

年間の生命保険みたいな気持ちで書いているのが事実です。

そうなったときに、この話は、毎回役場が絡むとか、そうではなくて、もっと民間の側に、最後、争わない族を作るための、満足を作ることが多分最終的なサービスとしての価値にも、民間業者側にはなっていくと思うので、どこかで事後的な配分とか満足を高める要素は、民間側が、むしろ何か担保するべきものなのではないかという感覚も持っているのですけれども、これは全部そうしないと、相続の制度側にUXを私たちが何か求めてしまうような点もあるのかなと思っていまして、何か、そういう官民の分担みたいなのは過去に参考になるような議論というのは結構あったものなのではないでしょうか。

○菅原座長 堂菌審議官、お願いいたします。

○法務省（堂菌審議官） ありがとうございます。

今の御指摘につきまして、具体的に何かこういった議論があったというような形で御紹介できるようなものは、私としては把握しておりません。先生の問題意識につきましては、非常によく理解できるところでございますので、どういったことが考えられるのか検討してまいりたいと考えております。

○瀧専門委員 承知しました。ありがとうございます。

○菅原座長 続きまして、杉本座長代理からお願いいたします。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

私からは、濱川様に1つ質問で、法務省さんに1点質問をさせていただきたいと思っております。

最初に濱川様になのですけれども、非常に基本的なところで申し訳ないのですが、御提案いただいているデジタル遺言は、スマホで仮に作成できるようになるとすれば、そのデジタル遺言を自分が作成しているということが、どうやってその分かるのかというところが、最初に少し気になりました。

スマホで作成をして、そのデジタル遺言の存在をどうやって知ることができるのか、それは生きている間にちゃんとそれを伝えないといけないのか、死後もデジタル遺言があることをどうやって分かるのだろうかというところが1つ疑問だったので、そこを教えてくださいなと思います。

次に法務省さんになのですけれども、自書をしなければいけないという今の法制度は、病気などで、あるいはもう体力の低下なので、そもそも自書ができないという段階で、遺言が作成できないというところがあるかと思っております。

現在では、それは、公正証書遺言を使わざるを得ないということになっているのだと思うのですけれども、そういった方々も、自ら自分で作成したいと、第三者の関与なく自分で遺言を作成したいというときに、こういったスマホを使って作成ができるとか、例えば映像による遺言を残したいとか、そういうことで、そういった自筆遺言のデジタル化というのは非常にニーズが高くなるのではないかと思いますので、その点をどのようにお考えですかというのが質問です。

あと、最後に、これは多分意見になりますけれども、先ほど瀧先生のほうから、現時点で遺言を作成しましたというお話があったのですけれども、今、確かにほとんど遺言が必要になってくるのは高齢者という前提でお話をしているように思うのですけれども、若い層でも病気などで、高齢になるまで生きられないという人も、もちろんいるわけで、若い時点で自分の言葉を残したいという人もいるのだと思うのです。

そのときに若い層にとっては、自書ももちろんできるけれども、スマホで自分の意思を残しておきたいというニーズは、若い世代にとってもあるのではないかなと思うので、高齢者が確かにほとんど遺言を残すというのは多いかもしれないのですけれども、そういった選択肢を、いろいろな年齢層に対して与えるという意味では、この遺言のデジタル化というのは、非常にニーズが、今後高くなるのではないかと思います。

ですので、若い層にとっての遺言、もっと身近に感じるものとしても、デジタル化というのは1つのニーズがあるのではないかなと思っております。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、まず、濱川様から御回答をお願いします。

○SAMURAI Security (濱川取締役CEO) 濱川でございます。

御質問が、仮にデジタルで遺言書を作成した場合に、デジタルでも基本的には見えないものですから、どうやって、それが、例えば相続人なり関係者にアクセスの手段を講じるかという話だと理解しています。

現状は、電子遺言自体がまだ有効になっていないので、デジタル上にある重要データですとか、我々の場合ですと、財産目録ですとか、エンディングノートですとか、信託契約等をオンラインでした中で、その契約書にどうやってアクセスするかというところをお話しさせていただきますと、まず、前提として、デジタルで作成した書類をどのようにアクセスできるようにするかというと、これはいろいろな手段があります。もちろん、それは、インターネット上に置いたものを参照するという手段が1つですけれども、例えば、印刷することもできるわけです。実際に印刷することによって、そこにあることを伝えていくと、そこに対する署名ですとか署名とか、電子署名とか真正性は、原本である、例えば、システム上のものを参照すればいいのですけれども、そこにあるということは紙でもできます。例えば、USBなどでもできると。

我々は、今、どうしているかというところをお話ししますと、2つの方法を採用しています。1つは、コピーを印刷して、何かあったときは、この原本を当たってくださいというやり方です。

もう一つは、カードですね、一番イメージしやすいのはドナーカードみたいなカードを作成して、そこにQRコードを印刷しておいて、ここに実は遺言書なり、重要書類があるので何かあったときにはアクセスをしてくださいということで読み込むと、本人認証、本人の、我々だと免許証ですとかで、一応関係者であることを確認すると、原本であるシステ

ム上にあるものにアクセスできると。

つまり、やはり物理的なものをトリガーにすると、非常に分かりやすいものですから、システム、原本にアクセス、トリガーとして、カード、印刷もしくはUSBみたいな端末を使ってメッセージを残していくというところが、今、我々が採用している方法でございます。

よろしいでしょうか。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、法務省の堂菌審議官、お願いいたします。

○法務省（堂菌審議官） 法務省の堂菌でございます。御質問ありがとうございます。

杉本先生がおっしゃるように、普通方式の遺言につきましては、身体の障害等で自書が困難という場合については、公正証書遺言ですとか、そういった利用をせざるを得ないというところはあるかと思えます。

特別の方式の遺言も幾つかございますけれども、現行の民法では、例えば、危急時遺言のような形ですと、自書をしなくても遺言の作成はできるのですけれども、非常に要件が厳格になっているというようなところはございます。「死亡の危急に迫った者が」という要件になっておりますので、その要件を緩和するのか、あるいは全く別の選択肢を設けるのかといった辺りを検討していく必要があるのではないかと思います。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、遺言が利用されることによって相続に関する紛争をできるだけ減らすといった観点からいたしますと、ニーズがあるものについて選択肢を作っていくということは、十分検討に値すると思えますので、どのようなニーズがあるのかといったところを含めて、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、岩下委員からお願いいたします。

○岩下委員 いろいろと御説明をありがとうございます。

私、特に陰山さんの公的個人認証を利用した仕組みというのは、これは、かなりフィージビリティがあるなと思って、面白く聞きました。私自身、ブロックチェーンの未来などという本も書いていますし、デジタル署名や、あるいは生体認証の安全性について随分論文を書いてきた人間なので、遺言関係の最大の問題というのは、亡くなってしまった方の本人確認というのをするのは、実は非常に難しいということなのですね。生体認証といっても、亡くなってしまった方で、もう火葬に付されてしまった方の生体情報は分かりませんから。そういう意味では、そのデジタル化ができることというのは、実は、そんなに私はないと思っています。

多分デジタル署名というのは、今の印鑑に比べるとはるかに確実に本人が作成したことを担保できるという意味では、非常によい点を持っていますので、これがそういう用途で使われるようになる。しかも、国民が全て1人持っていて、1人1つ持っている公的な形で認証が受けられるというのは、マイナンバーカードの中の機能ですので、これが、もし、

こういう目的で使われるようになれば非常によいことだなと感じました。

私からは、法務省さんに、ちょっと御質問があるのですが、この議論ですが、別にデジタル化することが目的では、多分ないのだと思うのですね、もちろん時代に合わせてデジタル化によって、よりよいことがあればいいなということなのですが、私自身は、公正証書の遺言を開封して、その内容を確認するみたいなこともやらせていただいたこともありますし、また、知り合いにいろいろな自書型の遺言が出てきてしまって、裁判で争っているなどという事例を知っていたりしますので、結局、今の遺言の制度というのは、確かに立派な民法に書いてある、明治以来の立派な仕組みなのかもしれませんが、個人の意思を確実に相続人に対して伝えるという仕組みとしては全く不完全なもので、それ自体の仕組みというものが、今の技術で十分により向上できるものであるのにもかかわらず、多分、明治以来の古い慣習を金科玉条として、自書の遺言は有効であるという話になってしまっている。それが逆に、場合によっては、様々な自書の遺言が出てきて、これは本物かどうかとか、筆跡鑑定がとかという話になって、筆跡などというのも、今、様々な技術を使えば本人そっくりに筆で書くようなソフトウェアを作ること、実はできてしまうので、そういう意味も含めて、多分、古い時代に自書であればとか、判こが押してあれば、これで本人の意思だというものは、もう多分、意味がなくなっていると思うのです。

そういう意味では、先ほど案にあったビデオを云々という話とか、あるいは電子署名をというものは、非常によい解決方法だと思うので、そういうものを大いに取り入れていただくとともに、逆に、昔ながらの方法でやっているものの有効性を低めていくというか、それ自体の証拠能力というものを、より劣るものにするようなことをしないと、デジタル化を利用する意味がないと思うのです。古い仕組みもありますと、デジタル署名を使ったものもあります、どちらも有効です、どちらも同じですと、多分、法務省さんはしたいのだと思うのですけれども、それでは多分、事態の改善にならないと思うので、デジタル化はしたけれども、事態は改善しないというのは、しないのと一緒になので、そうだとすると、やはり、よりよいものに変えていって、より安全な個人の意思をきちんと尊重した形での相続が行われるようにするためには、どうすればいいかという、そもそもの仕組みのところを形式的に、判こ、デジタル署名にするのではなくて、実質的な意味で、この仕組み自体を、もちろん、ちゃんと司法書士さんが立ち会ってくださって、公正証書をきちんと作るということが、これはもう本人の意思を第三者がきちんと確認してくれるわけですから、それは非常にいいことだと思いますが、自書でやる場合に、今のままでいいという仕組みを残したままで、何かそこに電子署名か何かをつけたものを、さらに付加的に入れても、あまり意味がないと私はと思いますが、その辺の今後の改正の方向について、法務省さんにお尋ねしたいと思います。

私の質問は、以上です。

○菅原座長 それでは、法務省の堂蘭審議官、お願いいたします。

○法務省（堂蘭審議官） 御質問ありがとうございます。

自筆証書遺言の方式緩和、あるいはそれと代わる全く別の新たなデジタル遺言などを作るかどうかという点につきましては、正に、これから法務省としては検討していくということでございますので、現時点で何かこういう方向性で考えているというものがあるわけではございません。

また、確かに今の自筆証書遺言よりもよりよい制度がつくれた場合に、自筆証書遺言ではなく新たな制度のほうに誘導していくような対応が必要ではないかといったことについても、検討していく必要があるかとは思いますが、ただ、それには、やはり先生から御指摘いただきましたように、誰もがデジタルを利用できる、しかも容易に使えるというような社会情勢ができていくということが必要だと思っておりますので、そういった辺りも含めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

続きまして、落合専門委員からお願いいたします。

○落合専門委員 御説明いただきましてありがとうございます。現在の議論の状況がよく分かりました。

それで、私からもちょっと何点か質問させていただきたいのですけれども、1つが、回答1の関係で、第三者が被相続人の判断能力の低下等につけ込んで、自己に有利な遺言を作成させるというリスクとされており、これが主に考慮されているリスクなのかなと思われました。

御説明いただいていた中でも、本人確認の部分については、デジタル庁でも公的個人認証であったり、様々な手法で担保できるということで議論はしていると認識しております。このため、つけこむという部分が主な論点なのだろうと思っておりますが、その部分について、結局、自筆で書いたから周りに関与していた人がいないかということ、何か必ずしもそうでもないようには考えられます。例えば、横に台本を書いて、それを写していないとは限らないわけですし、手間はかかっているわけです。例えば投票などのときに議論が出てくるような、誰も横にいて干渉していないことを確保するような措置とかということも特に行っていないはずですので、そうすると、ただ作業を面倒にしているだけであって、関与がないかどうかは、自筆によることだけで担保は、実際にはできていないのではないかと考えられます。

このリスクを仮に強く排除しようということになると、そもそもちゃんと公証人の方に行くことだけが正解だという方向にも流れそうなのかなと思います。必ずしも法務省さんの方としては、そういった公証人による公正証書遺言の方にだけ寄せるというような、そういう方向性でお考えになられているわけではないということでは宜しいでしょうか。また、この自筆証書遺言でも、本来的には、建前としてはおっしゃっていただくことは分かるのですが、実質論として防止できていない可能性があるのではないかということについては、しっかり検証して議論していただくという可能性があるのかを伺いたいというのが1つ目です。

この点は、岩下先生が言われていた、よりよい話ということとも少し共通するのかなとは思っております。

2点目としては、回答5の関係で、押印について押印により文書を完成させるという慣行があるので、押印をするべきではないかということをおっしゃられている部分があります。

これは確かにそういう見方もあるとは思いますが、例えば、遺言の各ページに押印をしていかないといけないと言ったときに、押印を全部きれいに押していくというのは、例えば法律実務家であれば、そういう所作なのだということで、できたりすると思いますけれども、一般の方で、例えば、複数枚になったときに、それをできるのかどうかというと、必ずしも求められている要件完結するまで、押印を続けられるかは、実際の問題としてはあるのだろうと思います。

どちらかという、押印を要求していることについて、無効になってしまうようなリスクが様式不備の関係であるのではないのでしょうか。むしろそういう問題に触れさせてしまっていて、遺言の安定性という意味ではマイナスになっている部分もあるのではないかとも思われます。

そういった点や、また、慣行というような意味で言っても、政府全体として、押印については、見直しをしていこうということで、例えば、「経済財政運営と改革の基本方針2020」などで、「書面・押印・対面主義からの脱却等」ということも書かれております。また、政府の方針以上に実は、私は固いのではないかと、法律実務家だから思うのですが、注釈民法の中でも、例えば、相続に関する箇所の中で、立法者としては氏名の下に押印するという、それまでの我が国の慣習に従ったまでのことであつたのが、この点は、今日強く再考を求められるべきものと思われるという言い方もされております。ただの政策的な動きというだけではなくて、そういったことをよく考えるべきだというのは、学説の世界でも一定程度ちゃんと受け入れられていると思いますので、押印に関する部分については、やはりしっかり見直していただく必要があるのではないかというのが第2点です。

第3点としては、この検討を進めるに当たって、実際、令和4年度から調査検討というのに着手できないのではないかとも思われるのですが、他の法務省さんの案件と比しても、スケジュール感がちょっと余りに空き過ぎてしまっているように思われます。調査検討自体は、実際に改正するかどうかとはかかわらない前段の準備作業ですので、これ自体は時間をあえて1年、2年置くことにあまり意味がないと思います。こういった意味では、なぜ前倒しができないのかについては、教えていただきたいなと思っております。

以上です。

○菅原座長 それでは、法務省の堂菌審議官から回答をお願いします。

○法務省（堂菌審議官） 御質問ありがとうございます。

まず、第1点ですけれども、確かに自筆証書遺言であれば、ここに書いてあるような不当な第三者の関与を排除できるかというところにつきましては、程度問題だろうと考えて

おります。

ただ、1点こちらで考えておりますのは、消費者被害の問題についても、例えば、あらかじめ契約書などを作っておいて、十分に説明をせず、あるいは十分にその文書の内容を確認させないまま署名をさせることによって、一定の被害が生じるというようなことがございますけれども、少なくとも、どの財産を誰々に与えるということを自書させるということになりますと、その内容については、少なくとも遺言者が把握しているということにはなるのではないかと思います。

そういった意味で、多少なりとも、この内容を把握しないまま、遺言書が作成されるといった事態を生じさせるリスクを低減させるという意味合いはあるのではないかと考えているところです。

ただ、そこは程度問題でもございますし、デジタル技術を利用してよりよいものが作られるのであれば、それはそちらの方が望ましいということだろうと思いますので、そういったものが可能なかどうかという点について、これから検討してまいりたいと思います。

それから、2点目の押印につきましては、平成30年の民法改正の際にも、法制審の中では議論になったところではございますけれども、その際の議論では、複数の、下書き的な書面が存在することもあり、最後に押印をして完成させるという意味合いがある、すなわち、押印の有無によって下書きと完成版を見分けるという意味合いがあるといった実務家からの指摘もあり、その点の見直しはしなかったというところではございますけれども、その後、御指摘のとおり、押印をできるだけ廃止していくというような形で、政府内でも検討が進められているというところでもございますので、この辺りについても御指摘を踏まえて、今後さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、その検討時期なのでございますけれども、まず、デジタル遺言につきましては、基礎的な調査のところから始めていくということがございまして、ニーズ調査、実態調査、あるいは諸外国等の法制につきましても、まだ、概括的なものしか把握できておりませんので、その詳細を調査する必要がございます。

ただ、令和4年度につきましては、その辺りの予算が取れていないというところもございまして、そういったこともあって、内部的な検討を進めつつ、令和5年度から基礎調査を含めより具体的な検討を開始していきたいと考えているところでございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

落合専門委員、この関係で何かございますか。

○落合専門委員 はい、1点だけです。御説明ありがとうございます。

御検討いただけるということではありますので、ちょっとそういう形でお願いできればと思いますが、1つ目の点についてなのですが、おっしゃっていただいた内容を踏まえると、結局、これはデジタル技術というか、どういったプロセスを本人の意思確認のために設計して、それを記録に残すか、これがデジタルの使い方ということだと思います。例えばですけれども、PCでコピーをできないようにして、手で打って入力させますと、それで

コピペできない状態で打っているのであれば、手書きであろうと、PCで自分でやっているであろうと、同じようなプロセスをほとんど踏んでいるわけです。また、そのプロセスのところも記録しておくことはできるということもあると思いますし、例えば、そのときに映像とか、顔の表情とかを撮っておいてもいいのかもしれない。ですので、どちらかというと、紙で最終的に残っているものよりも、デジタルの方がその記録を取りやすいとか、その一定のプロセスを要件とした場合に、そこを担保する証跡を残しやすいというところもあると思います。ただ単にブロックチェーンとか、技術とかというだけではなくて、プロセスの設計をしっかりすることが肝要であろうと考えます。デジタルが適している部分を組み合わせることで、解決できる問題ではないかと思いますので、ぜひそういったプロセスの設計だとか、技術のことが検討できる方も踏まえて、一緒に調査、御検討を進めていただければと思っています。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

堂蘭審議官、何かコメントございますか。

○法務省（堂蘭審議官） 御指摘ありがとうございます。御指摘を踏まえて検討してまいりたいと思います。

○菅原座長 それでは、続いて戸田専門委員、お願いいたします。

○戸田専門委員 第三者の介入が一番の問題だというお話だったのですけれども、今の相続法改正の際に、国会で自筆証書遺言保管制度の義務化が議論されておりました。

デジタル化する場合には、こうした義務化も併せて制度化すると、第三者の介入というのは防げるのではないかなと思います。

例えば、遺言の作成はスマホ等で行えるとしても、遺言の登録は法務局に設置した端末で、本人の確認を行ったうえでしかできないという外形にしておけば、第三者介入は容易に防げるのではないかと思います。そういった合わせ技で検討すれば、解決できる問題ではないかなと思います。

最後に1つ申し上げたいのは、いろいろな技術的な解決方法が考えられますし、また、堂蘭様のお話を伺っておりましたが、決定的にデジタルが駄目であるという理由はないような印象を受けました。であれば、民法については、今のデジタル社会に合わせた形に速やかに改正して、技術的、具体的内容については、政省令に委任する形にすれば、スピーディーに遺言のデジタル化が実現できて、社会の安定性も上がるのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○菅原座長 堂蘭審議官、お願いします。

○法務省（堂蘭審議官） 御指摘ありがとうございます。

もちろん、遺言が現行法の方式が最もいいと思っているわけでもございませんので、よりよいものが作れるかという観点から検討してまいりたいと考えておりますけれども、ただ、回答のところにも書かせていただきましたけれども、遺言の有効性というのは非常に社会

的に大きな影響があるところをごさいますて、相続の場合には、もう言うまでもございませんけれども、相続債権者ですとか、あるいは被相続人に対して債務を負っている者ですとか、様々な第三者に影響が及ぶというようなことがございしますので、どういった遺言が有効で、どういったものが無効になるのかというのは、きちんと法律ではっきりさせておくことが法的安定性等の観点から必要であろうと考えているところをごさいます。その点は、御理解を賜ればと思っているところをごさいます。

○菅原座長 ありがとうございます。

他に質問等、ございませんか。

それでは、私から、法務省に質問させていただきます。アメリカではコロナ禍で、3、4州程度ですが、遺言書のデジタル化のニーズがあり特例措置として認めたようですが、日本においては現場ニーズはなかったということでしょうか。

それと、論点6、7でも御回答をいただいています、予算措置がおいつかず速やかに調査ができないという御事情はあるとは思いますが、今後のニーズを考えますと、いち早く基礎的な調査、ニーズ調査も含めて進める必要があると思しますので、この辺については、民間の方の知恵なども借りながら、早々に進めていく努力をしていただきたいと思います。

○法務省（堂蘭審議官） 法務省の堂蘭でございますが、特にデジタル遺言につきまして、これまでに、ユーザーの方から、こういった仕組みを作ってほしいですとか、そういった要望があったというのは、こちらでは把握しておりません。

平成30年の民法改正の際に、国会質疑の中で、御紹介がありましたけれども、将来的なデジタル遺言の可否について御質問をいただいたというところはございませんけれども、それ以外で、こういう改正要望をいただいたのは、今回が初めてということをごさいます。

いずれにしましても、今後そういったニーズも含めまして、どういった形で調査できるかというところは、いろいろと工夫の余地はあろうかと思しますので、御指摘を踏まえ検討を進めてまいりたいと思ひます。

○菅原座長 分かりました。ありがとうございます。

民法という基本法制の見直しについては、慎重な検討が必要だというお考えは分かりませんが、デジタル社会に向けて社会全体の構造改革を進めることが、政府全体の方針になっていると思ひます。法務省の皆様におかれましては、本日の議論を踏まえて、アジャイルガバナンス原則などデジタル原則を踏まえた遺言の規律の見直しについて、速やかに検討を進めていただくようお願いいたします。

また、事務局においても、具体的なスケジュールについてフォローアップをしてください。また、法務省と本日ご出席いただいているデジタル庁も連携をして、スケジュールを早めることも考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事1を終わりたいと思ひます。SAMURAI Securityの濱川様、陰山司法書士事務所の陰山様におかれましては、お忙しい中、どうもありがとうございます。「退出

する」ボタンより御退出ください。

(SAMURAI Security株式会社、陰山司法書士事務所 退室)

○菅原座長 それでは、次に、議事2の「公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化について」に移ります。

法務省より、あらかじめ提示いただきました論点について、5分程度で御説明をお願いします。

それでは、堂菌審議官、お願いいたします。

○法務省（堂菌審議官） 法務省の堂菌でございます。

それでは、公正証書制度につきましては、資料4-2、4-3を基に簡単に御説明をさせていただきます。

まず、資料4-2を御覧ください。

まず上の青い部分は現行制度でございます。現行制度につきましては、公正証書の作成の過程で、まず嘱託人の確認をするということございまして、本人又は代理人が公証役場に出頭して、公正証書作成の嘱託、依頼がなされるということございまして。この際に、本人確認をするということになります。

その次に、嘱託内容の聴取、審査、事実の確認ということで、公証人は、法律の専門家でございますので、法的な問題点や不当な点がないかどうかという点を含めて助言をしながら公正証書を作成していくということございまして、その内容につきましては、最終的には嘱託人に対する読み聞かせ等によって、内容の正確性や意思確認などを行っているというものでございます。

そういった手続を踏んだ上で、まず、嘱託人の方で署名捺印をし、最後に公証人の方で署名捺印をすると、これによって公正証書を作成、完成させるというものでございます。

公正証書につきましては、右側に書いてありますように、社会的に高い証明力があるということございまして、原本を公正中立な第三者機関が保管をすると、公証役場で保管するというものでございます。

さらに、一定の要件で、ここに書いてありますように、強制執行に服する旨の文言が必要になりますけれども、一定の要件のもとで強制執行も可能になるということございまして、私的紛争の防止あるいは約束が守られなかった場合の権利の行使を容易にするというものでございます。

この見直しのイメージでございますけれども、まず、嘱託行為あるいは必要書類の提出をオンラインで可能にすることを考えています。

それから、公証役場に現実に赴かなくてもウェブ会議システム等の活用によって、公正証書の作成を可能にすることも考えています。

そして、最終的に、電磁的記録に嘱託人が電子署名を付与するなどの方法で、公正証書

を作成するといったデジタル化を進めてまいりたいと考えているところでございます。次に、今後の方向性等でございしますが、資料4-3でございすけれども、左側にありますように、公証事務は、公正証書の作成だけではありませんで、幾つか他にもございます。

私署証書等の認証、これは、私人が作成した文書等について、作成名義の真正などを証明するといったものです。

それから、確定日付の付与、これは主に債権譲渡などで使われておりますけれども、確定日付のある証書によって通知をするということが債権譲渡の対抗要件で、第三者に対して債権譲渡を受けたということを主張するために必要とされているものでございます。

この2つにつきましても、現行制度下でもデジタル化の対応が可能ということでございまして、オンラインによる嘱託あるいは必要文書の提出が可能になっておりますし、電子署名の付与された証書等の認証もできます。

それから、内容の正確性、嘱託人の意思確認等についてもウェブ会議システムの活用がされているというところでございます。

これに対しまして、公正証書につきましても、現時点では書面、押印、対面という手続が残存しているというところでございまして、これにつきましても、規制改革実施計画に基づいて、今後、検討を進めていくということを考えているところでございます。

具体的には、本年度具体的な検討を進めまして、令和5年度に公証人法の改正を含めた必要な法令改正をし、令和6年度に所要のシステムを整備した上で、令和7年度から運用を開始してまいりたいと考えているところでございます。

御説明は、以上でございす。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。

それでは夏野議長、お願いいたします。

○夏野議長 今の御説明ですと、順調に電子化が進んでいくという理解でよろしいのでしょうか。

○菅原座長 堂蘭審議官、お願いいたします。

○法務省(堂蘭審議官) 今、御説明しましたとおり、規制改革実施計画に基づきまして、令和7年度までに公正証書の作成に係る一連の手続をデジタル化していきたいと、そのために努力していきたいと考えているところでございます。

○夏野議長 ありがとうございます。

○菅原座長 それでは、田中専門委員、お願いいたします。

○田中専門委員 ありがとうございます。

法務省におかれましては、公正証書の手続のデジタル化に取り組んでいただき、ありがとうございます。

今、一連の手続について令和7年までにデジタル化を進めていただけるという御回答をいただきましたが、すべての手続がデジタルだけで完結することを目指して取り組んでい

ただけるということによろしいのか、ということを確認させてください。

以上です。

○菅原座長 堂菌審議官、お願いいたします。

○法務省（堂菌審議官） 御質問ありがとうございます。

基本的に公正証書一般につきまして、デジタル化を進める前提で検討を進めるということにはなりません。

ただ、公正証書にもいろいろなものがございます、例えばですけれども、保証意思宣明公正証書というようなものがございます。

これは、事業に関する債務について保証をするという場合に、その保証人が安易に保証をしないように、公証役場に現実に行ってもらって、そのリスクについて十分に認識をしてもらった上で、その保証をするといったことを確保する観点から、債権法改正の際に導入されたものでございまして、例えば、その際の国会等の議論では、そういった手続をあまり簡易化すると、その意味がなくなるのではないかという御指摘も多々されたようなところがございますので、そういったそれぞれの公正証書ごとに、こういった形でデジタル化が可能なのかといったところは検討していく必要があるかと思っております。もっとも、基本的には冒頭に申し上げましたように、公正証書一般につきまして、デジタル化する方向の検討を進めていくということでございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

スケジュールについてですが、これは確認ですが、回答5の方で、令和5年度に法令改正を行う旨書かれていますが、これは、令和5年の通常国会で法案を提出するという理解でよろしいでしょうか。

○法務省（堂菌審議官） そのときの国会情勢等にもよるわけですが、基本的には法務省といたしましては、令和5年の通常国会の提出を目指して検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○菅原座長 分かりました。

また、令和7年度までに順次措置していくということですが、予算措置はその年度ごとになると思いますが、具体的なスケジュールを出していただければと思います。

それでは、次に、住田専門委員、お願いいたします。

○住田専門委員 ありがとうございます。

私の方も、ちょっとスケジュールについてお伺いしたいのですが、令和5年の通常国会ということでしたので、システムの開発のところは、令和6年度となっていたのですが、もう少し前倒しすることが難しいのかどうかということをお伺いしたいのが1点です。

その意図といいますか、別に、開発自体を早くしてほしい、もちろん早ければ早い方がいいと思うのですが、その早いということがすごく重要ということではないのですが、やはりユーザー様が使われるときに、どういう使い勝手、UI/UXだったりとかが

いいのかみたいなところを、しっかり検討するという意味で言いますと、そこからしっかり設計をしていただきたいなと思っておりまして、開発という中に多分設計のところも入ってくるのではないかと考えたときに、少し前倒しにしっかりそういう部分もやっていただきたいなと思っていますところでは。

よろしくお願ひいたします。

○菅原座長 堂園審議官、お願ひします。

○法務省（堂園審議官） 御指摘ありがとうございます。

もちろんできる限り早急に検討を進めていきたいというところはございますけれども、やはり立法措置ができて、初めてそこからそれに向けた具体的な準備というところが進んでいくということもございますので、もちろん、法案成立前にできることはないのかというような観点から検討を進めていきたいと思ひますけれども、法律が成立する前提で予算が必要なことをするというのは難しいところがございますので、やはり具体的な検討については法案成立した後になるということがあるのは、御理解を賜れればと思ひます。

○菅原座長 ありがとうございます。

住田専門委員、よろしいですか。

○住田専門委員 1点だけ、具体的には、例えば、どんな方をユーザーと設定して検討を進めていくということを考えていらっしゃるかどうかということだけ教えていただいてもよろしいでしょうか。

○菅原座長 堂園審議官、お願ひいたします。

○法務省（堂園審議官） 基本的には、今、紙で公正証書は作っているわけですが、そのユーザーの方が使われるという前提ですので、当然、公正証書の囑託人として、今、来られている方を念頭に検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○住田専門委員 ありがとうございます。

○菅原座長 よろしいですか、それでは次に、瀧専門委員、村上専門委員、まず、お2人から質問、御意見をいただきます。

○瀧専門委員 私からはシンプルな質問で、これは、最終的に、例えば役場の方々とか処理する全体のコストが下がると思っているのですけれども、そのコスト減がある程度、最終的な利用者の人たちの、この場合ですと手数料というのですかね、それに何か跳ねていくような、要は下げていけるようなイメージがあるのか、まだその議論は尚早なのかというのを聞きたいのが1つ目。

あとは、やはりこういうのは、デジタルな手段ができましたと言っても、供給する側が使う気が起きないみたいなパターンになったときに、これは、とはいえ申請する人がデジタルで入れば、もういや応なく供給する側も変わっていくものなのか、何かある程度KPI的な、これぐらい使われるようになるべきだみたいに追っていくべき目線を持つべきなのかについて、何か参考になる情報があればと思ひてお聞きしたいです。その2点です。

○菅原座長 では、先に村上専門委員からお願ひいたします。

○村上専門委員 ありがとうございます。私からは3点です。

1点目は、今後のスケジュールについて。先ほどの回答で、法令改正は令和5年度ではなく、令和5年の通常国会でということでしたので、資料4-3のスケジュールについて、法令改正の時期を令和4年度、あるいは令和5年としたものを公表したいと思いますので、修正をお願いしますでしょうか。

それから、令和5年の通常国会に通ったら、すぐに検討に着手しないといけないので、令和5年度の必要経費を予算要求しておく必要があると思います。スケジュールも1年ずつ前倒しになると思いますので、この点も検討して修正したものを出していただきたい。

2点目は、資料4-2で、公証人の役割を整理していただいています。ありがとうございます。

例えば、この嘱託人の確認は、公的個人認証サービスなどでもできますし、やり取りに関しては、テレビ会議に限らず、メールやチャットでもできると思います。公証人が行うのは、公正証書ができたときの公証人としての署名と、それを保管するという役割だと思います。公証人の役割はこの考え方でいいのかどうか教えてください。

3点目、システム開発するときに、先ほどの資料4-2だと売買とか賃貸借とか遺言とかがありましたが、これらは、それぞれサポートしている民間サービス事業者がいます。法務省が自前でシステムを作るのではなく、APIを介して民間サービスと連携することを前提に検討していただければと思います。

私からは、以上です。

○菅原座長 それでは、法務省から御回答をお願いします。

○法務省（遠藤室長） 堂菌に代わりまして、法務省民事局の登記所適切配置対策室長をしております、遠藤の方から回答をさせていただければと存じます。

まず、瀧専門委員からの御指摘、2点ありましたけれども、1点目につきまして、コスト減と手数料の在り方との関係についてお尋ねをいただいたところでございます。

御指摘にありますとおり、例えば保管の手間であるだとか、そういった側面で、公証役場の事務の合理化、効率化という点にも結びつく見直しになり得るところもあろうかと思っております。

他方で、公正証書を電子化するために必要なシステムの設計、それから、維持運営等々につきまして、また別途のコストがかかってくるという側面もありますので、その辺りにつきましては、御指摘の点も含めながら今後の検討課題ということで考えておるということでございます。

それから2点目ですけれども、公正証書が電子化されたときに、どれぐらい利用されるのか、KPIの設定等が必要なのではないかという御指摘もいただきました。恐らく、ニーズとしては、デジタル化の社会の中で一定程度あるのだろうなとは思っておりますけれども、何分今までずっと紙でやってきた制度でございますので、実際に制度を動かしてみないとどういった形での件数の伸び等々があるのかというのは、ちょっと現時点で、我々として

も経験を持っているわけではございませんので、今いただいた御指摘等も含めながら今後考えていきたいと思っております。

続きまして、村上専門委員の方から御質問が3点あったかと思いますが、一旦ここで切らせていただいた方がよろしいでしょうか。引き続きでよろしいですか。

○瀧専門委員 すみません、ありがとうございます、お答えいただきまして、正に2本目の質問が1点目に関わるなと思っております、恐らく安直な話です。デジタルの方が安いみたいなことができると、当初は、二重といいますか、ダブルでコストがかかってくると思うのですね、ですので、どこかでデジタルファーストにしていくために、どういう施策が打てるのかというのを通常考えていくべきなのかなと思っておりますので、そういう意味で、やはりどうやったらもっとデジタルになっていくのかを、何かリリースしてからもちょうど見ていく営みがとても大事だと思いますので、是非その辺りについて御勘案いただければと思います。

私からは、以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、村上専門委員に対する回答を法務省からお願いします。

○法務省（遠藤室長） 引き続きまして、法務省の遠藤のほうから御説明差し上げたいと思います。

御質問は3点あったかと思っておりますけれども、まず1点目、スケジュール、資料の修正等の関係について御指摘をいただきました。

先ほど堂蘭審議官の方から回答をさせていただきましたとおり、法律につきましては令和5年度といいますか、令和5年通常国会ということを目指してという御説明を差し上げましたけれども、こういった形で令和5年度中という書き方をした含みとしましては、関係する省令改正等々も必要になってくるのではないかと思っております。これらも合わせて必要な法令の改正を令和5年度中という趣旨で、今回の資料では書かせていただいたということございまして、御指摘も踏まえてその辺りの趣旨が明確になるようなことが書けるのかどうかということを検討させていただければと思います。

それから、2点目でございますけれども、公証人の役割というのがデジタル化によってどうなっていくのかという御指摘かと受け止めております。

基本的には、ここに挙げております3つのプロセス、資料4-2の3つのプロセスそれぞれについて、公証人がこれまで果たしてきた役割がというのがあるのかなと思っておりますけれども、その中で、公的個人認証を活用した、その本人の確認であるとか、そういったところはデジタル技術での一定の代替といいますか、デジタル化を実現するということが可能なのではないかなと思っております。他方で、当事者が、実際にその意図している内容の公正証書が作成されるのかどうか、法律行為の内容という実質の面に関わってきますけれども、その辺りにつきましては、委員の方からも御指摘がありましたとおり、メール等でのやり取り、そういった形で、当事者及び公証人との間で認識をすり合わせて

というプロセスは、現在紙ベースでやっているものにつきましても、実際に公証役場に来る前にそういったやり取りをすることは、まれではなく行われているところがございますので、そういったことは、引き続きあり得るだろうと。

ただ、最終的に当事者といいますか、関係者が一堂に会して、これで間違いありませんという確認をするというプロセスが、公正証書の高い証明力を担保する1つの重要な手続だと考えておりますので、そういった意味では、ウェブ会議の形を通じて、あるいはそのファイル共有機能を通じて同じデータを関係者一同で見ながら、これで間違いありませんという最終確認をした上で、電子署名を付すなりといった形で、その真正性、内容の確実性を担保していくというプロセスが、やはり必要になってくるのではないかなと思っております。

保管等につきましても、公証人の方が管理をしていくということについては、御指摘のとおりかと思っております。

それから3点目、民間サービス事業者の活用するサービス等の連携等も含めて検討すべきではないかという御指摘をいただいておりますけれども、その点につきましては、これからこの制度を作っていく中で、システムの開発等の関係もございまして、いただいた御指摘も含めながら今後考えていきたいと思っております。

私のほうからは、以上でございます。

○菅原座長 村上専門委員、よろしいですか。

○村上専門委員 最後の公正証書を作成するとき、一堂に会してオンラインでということですが、必ずしも一堂に会さなくても可能だと思います。電子決済システムなど、参考になる既存の例があります。この点だけコメントをしておきたいと思っております。

ありがとうございました。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、山田大臣政務官、御質問、御意見をお願いいたします。

○山田大臣政務官 どうもありがとうございます。

皆さんの御意見等を一通り伺ってからでもよかったのですが、この件は、おそらく反対する人はおらず、あとはスケジュールだけがポイントかなと思われました。

少し政治のスケジュールを参考に申し上げますと、令和5年の通常国会に法案を提出するのであれば、予算も令和5年にやってほしいのです。それで、令和5年を経てから令和6年で開発等ができますので、1年短縮できるか、下手をすると令和7年でも実現できないということになります。

予算を令和5年に確保しようと思うと、実は、この夏が締め切りなのです、今年の夏が締め切りなので、結構急がなくてはいけないのです。どのような仕様にするか、どれぐらいの規模でやるか、遅くとも令和7年、可能ならば前倒しで令和6年に実現しようということであれば、急がなくてはいけないと思っておりますので、その辺、是非、法務省さんにやっていただければと思います。

それから、1点だけ私の方から言いますと、今、行革などでも養育費の問題をやっている中で、この公正証書はボトルネックになっているのです。養育費の確保の問題に関しては公正証書を結ぶのですが、子供を抱えたまま、公証役場になかなか行けないとか、あるいは争いになっているので会いたくないとか、DVがあるので会えないという問題があり、この公正証書のデジタル化は、もしかしたら養育費確保においては非常に重要な論点になるかと思っておりますので、そのように苦しんでいる人がいる以上、いち早くお願いできればと思っております。いずれにしても、この件について、法務省さん、規制改革の皆さんがまとまれば、三政務一致して、何とか前倒しできるように政治的にも動いていけると思っておりますので、どうか、そういう形でお話をおまとめいただければ幸いです。よろしく申し上げます。

○菅原座長 ありがとうございます。

法務省の堂蘭審議官あるいは遠藤室長、ご意見はございませんか。

○法務省（堂蘭審議官） 御指摘ありがとうございます。御指摘を踏まえて検討を進めてまいりたいと思いますが、予算の関係で、令和5年通常国会に法案を提出する前提で、令和5年度の予算でそこを確保することできるのかどうかという辺りも含めまして、いろいろと御相談をしながら検討を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○菅原座長 ありがとうございます。

山田大臣政務官、よろしいですか。

では引き続き、杉本座長代理、お願いいたします。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

私の認識不足なのかもしれないのですが、私が、今、認識している限りでは、現在、公証人をされている方々というのは、退官された裁判官ですとか、検察官がほとんどなのではないかと認識しております。となりますと、比較的高齢の方が多いのかなと思うのですが、こうやって一気にデジタル化を進めていくという流れに対して、公証人の方々のほうから何かこう反対ですとか、意見などが出ていないのかということが少し懸念であります。

一気にこのデジタル化を進めて、それを始めたとしても、公証人の側がそれを使えない、あるいは使いたくないというような形で、なかなかデジタル化が実際に、運用は始まったとしても利用されないというようなことにならないのかなというところが少し思っているところでして、その辺り公証人の方々に対しての何かデジタル化についてのサポートですとか、そういった対策ですとか、周知ですとか、そういうことは現在既に行われているのかということをお伺いしたいです。

今後、裁判手続のデジタル化が進んでいきますので、裁判官あるいは検察官の方々もデジタル化に慣れていくのだとは思いますが、令和7年度から運用開始というのは、裁判手続のデジタル化も令和7年度からということに一応予定としてなっておりますので、

現時点で公証人になっている方々は、まだデジタル化ということにあまり慣れていないような方々も多いのではないかなと思うのですが、その辺りのことをお伺いできればと思います。

○菅原座長 ありがとうございます。

数年前に調べた際には、公証人の方の平均年齢は64、65歳ぐらいだったと思います。確かに杉本座長代理の御指摘の懸念はあるところだと思えますが、法務省のからお答えをお願いします。また、日本公証人連合会などと、こうした話はされているかということも併せて御回答いただければと思います。よろしくをお願いします。

○法務省（遠藤室長） 法務省の遠藤でございます。

まず、公証人の現在のなり手というか担い手の年齢層が、高齢の方が多という御指摘は、おおむね御指摘のとおりだと思っておりますけれども、他方で資料4-3でもお示しをしておりますとおり、現在、公証事務全体で見ますと、電子化されている手続もございまして、そちらについては、これまでもデジタルの対応を公証人の方でしていたという側面もございまして、我々としましても、当然制度化する以上は、デジタルで対応していただくということになると思っておりますので、そのための取組というのは、我々としてもしっかりやっていきたいと思っております。

あと、日本公証人連合会との関係で、この取組について、どういった議論というか検討がされているのかということですが、基本的には、昨年、実施計画の中に、このスケジュールが盛り込まれておりますので、今年度といいますか、実施計画に盛り込まれて以降、この件について、法務省、それから日公連との間で検討はさせていただいております。

公証人の方から反対があつて、何かこのスケジュールが頓挫するのではないかという御懸念なのかなと思ったのですが、我々としては、そういった認識はしておりませんので、基本的には同じ方向を向いて検討させていただいておりますということで御報告差し上げることができるかと思っております。

以上です。

○菅原座長 杉本座長代理、よろしいですか。それでは、岩下委員、お願いいたします。

○岩下委員 公証人の協会さんは、随分以前から、いわゆるデジタルノーターサービスのようなものに対応しなくてはいけないという問題意識をお持ちで、そのための対応をされてこられたと私は記憶しておりますので、こういった対応にも、十分にデジタル化に御協力いただけるものと期待しております。

私は、資料4-2の下の見直しのイメージのところ、先ほどちょっと話題になったウェブ会議システムの活用によって本人の意思を確認するというのがございまして。

これは、たしか遠隔医療のときに、お医者様が初診対面原則などというのをおっしゃったので、なかなかデジタル医療が進まなかったという経緯があります。

私も公正証書について、そんなに詳しいわけではないのですが、若干、実務上触れてい

たことが幾つかあって、それらの中で、例えば、この前の議会合で議論になった、いわゆる公正証書による遺言を残すようなケースにおいては、多分本人の意思であるということは、非常に大事だと思いますし、方々、その本人が、リモート会議の小さなディスプレイの奥で、映りが弱くやっているということがもしあるとすると、それは非常にやりにくいのではないかと思います。

だから、そういう意味では、そういう部分については、対面の方が望ましいという議論というのが出てくるのではないかなど、何となく思えるところなので、そういう部分についての実務上の運用というのをどうするのかというところは、多分、いろいろと議論があり得るのだと思います。

ただ、私、この制度全体を公正証書の電子化とくくるのは、ちょっと無理があるのではないかなど思っているのはどうしてかというと、例えば、いわゆる債権譲渡などで確定日付で第三者対抗要件だみたいな話をするときの確定日付をするのは、証書の認証だと言っても、事実上、ぼんぼんと、ただ判こを押すだけの記憶があったので、そういう意味では、きちんと公証人が証書をきちんと認証した上でやっているという行為と、もう定例的なものでそうではないのだという行為、あるいはさらに言うと、本人の意思の確認であるとか、大変高度な証人としての判断を要するものと、実はいろいろなものが、この公正証書の中に入っているのだと思います。

それらを同じ枠組みの中で議論をするのは、実は相当無理があって、例えば、単純な確定日付を付与する等のことであれば、これはもうシステム一個を法務省さんが立ち上げていただいて、そこにデジタルデータを送れば、自動的にぼんぼんと認証していくということは全然可能なので、そういったサービスを現に民間でやっている会社はいっぱいありますから、そういう意味では、全然そういうものによって電子化は可能ですね。方々そうではない、本人かどうかみたいなことをきちんと確認しようとする、今度は逆に、それはどうやって本人確認したのですかという、さっきのような議論になるので、そういう部分についてのものと、多分何か分けて議論しなくてはいけないのではないかと、その意味で、多分、この公正証書というものは、こういう枠組みの中で、一定の、例えば執行力等が付与されている云々というような非常に強力なものになりまして、大体公正証書を作る人というのは、後で裁判とかでもめるからだと思って作っているわけで、そういう意味でのきちんとしたものというものであることに対するニーズというのは、多分あると思うのですよ。

そういうものが、何か今の公証人の作られる公正証書というものの中で、非常に大きな枠の中で全部ごっちゃになってしまっている感じがするのですね。そうすると、デジタル化しようと思っても、多分そこは要件であるとか、様々などういシステムが必要かということについての外形的な特性がそろわないと、だから、もちろんデジタル化すること自体は、ないよりはあった方がいいというのは、そのとおりのですけども、これを機会にというか、さっきから申し上げているとおりの、単なるデジタル化ではなくて、デジタル

化によってよくなる必要があるかと僕は思うので、そうなったときに、この制度全体をどういうしたらいいのかということ、せつかくそういう法改正もするのであれば、きちんと考えていただいて、そのために適切な制度的な枠組みの検討をしていただくのが望ましいではないかと思えますというのが、法務省さんへのコメントであります。よろしく願いいたします。

○菅原座長 ありがとうございます。

法務省から、ご意見はございますか。

○法務省（遠藤室長） 法務省の遠藤でございます。御指摘ありがとうございます。

1点ちょっと補足をさせていただきますと、資料4-3にもありますとおり、公正証書の作成以外に公証人の事務として、私書証書等の認証、それから確定日付の付与というのが、大きく三本柱という形で我々はいつも説明をしておるのですが、基本的には公正証書以外については、一応もう現行法では、制度的には対応可能になっているという側面がございます。

あとは、利用が伸びていないのではないかと御指摘も他方であるかと思えますけれども、そういったところにつきましては、現行の制度を使いやすいようにしていくというのが我々の使命だろうと思っております。

公正証書の中でも、いろいろと、今、委員からも御指摘ありましたとおり、特に先ほどの課題1との関係で言いますと、公正証書遺言について遺言者の本人の確認というのがしっかりどうやって担保できるのかという議論、公正証書一般とは別途検討される論点というのが、個別の公正証書の類型ごとにあるという側面も御指摘のとおりかと思っておりますので、その辺も含めて検討していきたいと思っております。

すみません、その関係で、先ほど村上専門委員からの御質問の中で、スケジュールについて令和5年度常会だということでの御指摘をいただいております。我々としては、公正証書一般について、そういったところでスケジュールを考えておりますけれども、今申し上げたような個別のものについては、また別途、同じタイミングでということができるといっても含めて今後考えていきたいと思っております次第でございます。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、落合専門委員、お願いいたします。

○落合専門委員 御説明ありがとうございます。

こちらの公正証書についても進めていただいているということ、まず感謝申し上げます。

それで、今回の取組を進めていただくに当たって、幾つか重要な点があるかなと思っております。1つが既に他の委員からおっしゃっていただいた部分もあるかと思えますけれども、やはり使いやすいような仕組みに本当になるかどうかということが極めて重要だと思っております。例えば、オンライン会議の点も、村上専門委員からも御指摘があったと思えます。例えば、電子署名を用いるようなプロセスなども中に入っていたりします

し、幾つかやはりユーザー側において対応が必要になるようなプロセスというのはあると思います。そういった中で、例えば特定の使いにくいようなサービスでないという利用ができないといったことにならないようにしていくということは、すごく重要だと思います。このインターフェースであつたりですとか、プロセスの設定に当たっては、そういった視点を踏まえて、設計を進めていただきたいというのが1点目です。

もう一点が、回答の3などで、既存のシステムの活用を図りつつということを書いておりますが、岩下先生からもお話があったようなところと近いかもしれませんが、いろいろなシステムごとに、本当にそれを全部使い回しするのが得策なのかどうかというのは論点があるように思っております。例えば、昔作ったシステムを使い続けることによって逆にコストが高くなる、銀行とかでそういう例があるようには思っていますので、無理にあるものだから使おうとすると、最終的には、でき上がりもよくなく、かつ、時間もかかって、コストも増えてしまうといったようなこともあるかと思っております。その部分は、やはりちゃんと予算措置の方も十分御検討いただいて、あまり使われなようなものを中途半端に作るよりは、ちゃんと一から必要な場合には作っていただくということも含めて、御検討をいただければいいのかなと思います。この辺りは、多分デジタル庁の方なども、そういった官公庁系のシステムはお詳しいと思いますので、そういった方々の御知見もいただきながら、是非よいものを作っていただけるよう、まっさらに御検討いただけないかなと思っております。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

法務省、回答をお願いします。

○法務省（堂蘭審議官） どうも御指摘ありがとうございます。御指摘を踏まえて検討してまいりたいと思います。

当然、使いやすいシステムにするということが一番重要かと思っておりますので、法務省にもCIO補佐官がおりますし、そういった専門家の御助言等も得ながら、あるいはデジタル庁などの関係省庁とも連携を図りながら、使い勝手のよいものになるように検討を進めてまいりたいと思います。

どうもありがとうございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

住田専門委員、どうぞ。

○住田専門委員 1点だけ最後をお願いしたいなと思っておりますので、制度を決めてからシステム化を考えると、制度自体がシステム化しようと思ったときに、また、問題になることも絶対にあり得ると思いますので、制度を考えるときにしっかりシステムの方の設計も、同時並行で進めていただければと思いますので、そちらは、それこそデジタル庁だったりとか、CIO補佐官の方と御相談しながら進めていただければありがたいなと思います。

以上です。

○菅原座長 堂菌審議官、ご意見はございますか。

○法務省（堂菌審議官） ありがとうございます。御指摘を踏まえて検討を進めてまいりたいと思います。

○菅原座長 ありがとうございます。

他に御質問はございませんか。

特にないようでしたら、質問も出尽くしているようですので、ここまでとさせていただきます。

公正証書は社会を支える法基盤で、明治時代に原型が作られた既存の仕組みは、必ずしもデジタル社会にふさわしい法基盤を提供しているとは言えません。政府はデジタル改革と同時に規制・制度、行政や人材のあり方まで含めた構造改革を目指しています。令和5年の通常国会を目指して法整備をすることですので、その点を踏まえていただき、その際、今、住田専門委員からもありましたように、システム開発とその法制度を両方合わせて議論しながら制度化してください。

法務省の皆様におかれましては、前向きにデジタル化に取り組んでいただいていると、本日議論をしていて思いました。法務省におかれては、令和7年の運用開始を目指して具体的なスケジュールを立てていただきたい。そのうえで、公証役場の内部、公証人の業務フローなども含めて、公正証書の仕組みの抜本的な見直しを早急に進めていただきたいと思います。デジタル庁の皆さんの知恵も借りながら、連携して進めてください。

また、事務局におきましては、スケジュールほか、しっかりフォローアップをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、本日の議題は以上となります。今後の日程等につきましては、追って事務局から御連絡をさせていただきます。

それでは、これにて会議を終了いたします。どうもありがとうございました。